

成年後見制度利用促進専門家会議 第3回議事録

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

成年後見制度利用促進室

第3回 成年後見制度利用促進専門家会議
議事次第

日 時：令和元年5月27日（月）15:00～17:03

場 所：航空会館 大ホール（7階）

1. 開会

2. 議事

- （1）成年後見制度利用促進に係る施策の進捗状況等について（報告）
- （2）KPIの設定と今後の施策、令和元年度中間検証に向けた意見交換について

3. 閉会

○大森委員長 それでは、定刻になりましたので、本日、第3回目でございます専門家会議を開催いたします。お忙しい中、御参集いただきまして、ありがとうございます。

限られた時間でございますけれども、皆様方の忌憚のない御意見をまた今回もお出しただければと思っています。よろしく願いいたします。

最初に、副大臣が前回に引き続き御出席でございます。御挨拶をお願いいたします。

○大口厚生労働副大臣 第3回「成年後見制度利用促進専門家会議」の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げたいと思います。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御参集いただきまして、心から感謝申し上げます。

前回の専門家会議におきましては、委員の皆様から今年度の中間検証に向けて適切な後見人を選任することについての御意見や、中核機関の整備につきましての御意見を初め、さまざまな御意見をいただき、感謝申し上げます。

本日の専門家会議におきましては、まずは前回会議以降の施策の進捗状況として新井先生、また、上山先生からは30年度の事業において取りまとめていただきました研究成果を報告していただくとともに、最高裁判所からは、今回初めて報酬付与のあり方に関する検討状況などを報告していただくことになっております。

厚生労働省からは、中核機関の整備について、市町村の取り組み事例の紹介を含めたその促進状況、前回いただいた御意見、例えば意思決定支援研修を全国で実施すべきである、市民後見人を活用すべきであるといったさまざまな御意見を踏まえた上で、今後の施策の検討状況、そして基本計画についてのKPIの内容を説明申し上げます。

特に今後の認知症施策につきましては、別途、認知症施策に関する大綱の策定に向けた検討がなされています。この新たに策定される認知症施策大綱においても、成年後見制度の利用促進施策を盛り込み、さらなる取り組みの強化を図っていきたいと考えております。

本日、計画の残り3年間に取り組む目標としてのKPIを確定したいと考えております。また、今年度の中間検証に向けた課題等につきましても、さらに御意見を賜ればと考えております。

また、懸案事項でありました188の法律における欠格条項の見直しにつきましては、衆議院内閣委員会の審議に私も出席させていただきまして、先週5月21日に衆議院本会議において全会一致で可決され、参議院に送付されたところでございます。速やかに参議院においても審議され、今国会において成立されることを強く期待しております。

最後になりましたが、改めまして、この委員の皆様のお協力をお願い申し上げまして、私の御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○大森委員長 ありがとうございます。

本日、16名の委員の皆様方が御出席ですけれども、初めての委員がおられますので、事務局から御紹介をお願いします。

○事務局 今回、初めて御出席いただきました委員を御紹介させていただきます。

伊東香織委員でいらっしゃいます。

○伊東委員 失礼いたします。岡山県倉敷市長の伊東でございます。昨年の7月豪雨災害では皆様に大変お世話になりました。ありがとうございます。しっかり頑張ります。

○事務局 以上でございます。

○大森委員長 よろしく願いいたします。

本日、議題は2つございまして、1つは進捗状況についての説明でございます。その後、今、副大臣からお話ございましたように、専門家会議としてKPIを確定しておきたいということでございますので、それをお諮り申し上げるということでございます。このKPIの制定と今後の施策及び中間検証に向けての意見交換につきましては、全員の皆さん方から御発言いただくということでお願い申し上げてあると思っておりますので、1人2～3分をお願いしたいということでございます。なお、何名かの委員からは事前に意見書、ペーパーが出ていますので、それなどを御参照いただければと思っております。

それでは、最初に、進捗状況につきまして、事務局からお願いします。

今までのところでカメラ撮りは終わりでございますね。

○事務局 カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

それでは、順次、資料を説明してまいりますので、まず、最高裁のほうからお願いします。

○最高裁判所事務総局家庭局第二課 最高裁家庭局の宇田川でございます。私のほうから説明させていただきます。

まず、資料1-①をごらんいただけますでしょうか。前回の専門家会議の後、幾つかの全国紙などにおいて、後見人の選任や報酬のあり方について、最高裁が各家裁に通知を行った旨の報道がございました。これをごらんになって、一般の方の中には、最高裁が各家裁に対し、今後は一律に親族を後見人に選任することが望ましいといった運用指針を示したように受け取られた方もいらっしゃるかと聞いております。広く一般の方にも正確に御理解いただくために、少し敷衍して説明させていただきます。

資料の左側をごらんください。こちらに記載しておりますとおり、後見人の選任と報酬につきましては、事件を担当する家裁の裁判官が個別の事案ごとに諸事情を考慮して職権で判断すべき裁判事項でございまして、最高裁が特定の判断を指示したり命じたりすることはもちろん、何らかの規準や運用指針を示したりすることもできません。したがって、そのような指針に沿った一律の運用がされたりする性質のものでもございません。

他方で、そのように各家裁の裁判官が独立に判断する事項であるがゆえに、その判断が適切に行われるということが重要ですので、そのための必要な情報を提供し、各家裁での運用を支援することは最高裁の重要な役割であると考えております。そうした観点から、本日は最高裁が具体的にどのような取り組みを行っているかについて、改めて説明させていただきます。

前回の専門家会議で報告しましたとおり、基本計画を踏まえ、最高裁は、弁護士、司法

書士及び社会福祉士が所属する専門職団体との間で適切な後見人の選任のあり方について議論を行い、その結果、専門職団体との間で後見人の選任のあり方に関する基本的な考え方について認識の共有に至り、本年1月に各家裁に対し情報提供を行っております。これが報道において後見人の選任についての通知がされたと言われているものでございます。

各家裁に提供した資料は添付の資料1-②になります。1枚目の図は、中核機関等による親族後見人への支援が十分に機能するまでの過渡期における家裁での後見人等の選任イメージとなっております。資料の2枚目、3枚目については、その内容を補足して説明するものとなっております。

後見人の選任につきましては、もう一度資料1枚目の図を見ていただきたいと思いますけれども、当該事案におけるニーズや課題の専門性、不正防止の必要性等を十分に考慮した上で、後見人となるにふさわしい親族等の身近な支援者がおり、中核機関等による親族後見人への継続的な支援が期待できる場合には、これらの者を後見人に選任することが望ましいこと、また、中核機関等による親族後見人への支援が期待できない場合には、専門職による親族後見人への支援を検討する必要があることなどの基本的な考え方が、専門職団体との間で共有されました。この点については、最高裁と専門職団体との議論と並行して、成年後見事件を担当する裁判官や職員などによる協議会等においても意見交換が重ねられており、各家裁においてもおおむねイメージが共有されているものと認識しております。

続きまして、後見人の報酬のあり方について説明いたします。もう一度、資料1-①をごらんいただきながらお聞きください。

後見人の報酬のあり方は、後見人の選任に当たり、後見人に何を期待し、後見人がその役割をどう果たしたかという評価の問題でありまして、後見人の選任のあり方とも密接に関連する重要な事項であると考えております。そこで、最高裁においては、先ほど申しました後見人の選任のあり方に関する専門職団体との協議にあわせて、報酬のあり方についても議論を行いました。その中で、後見事務の内容に応じて報酬を付与するという基本的な方向性に基づき、各家裁が今後検討していくことについては、専門職団体からも一定の理解が示されたところです。もっとも各専門職団体からは、報酬付与の対象となる後見事務の内容やその評価の方法などについてさまざまな意見が出ており、報酬のあり方についてイメージの共有には至っていないという状況です。専門職団体からは、本人の財産が少なく、後見人の報酬を支出することができない事案が現状において相当数に上っていることから、報酬の見直しに当たっては、成年後見制度利用支援事業における報酬助成制度の拡充が不可欠であることなどの意見も出されております。

このような状況を受けまして、最高裁は、各家裁における今後の検討のたたき台とするための資料を作成し、各専門職団体から示された意見と併せて、本年1月に情報提供いたしました。これが報道において後見人の報酬についての通知がされたと言われているものです。

各家裁に提供した資料について、ポイントをわかりやすくする趣旨で内容を抜粋してまとめたものが資料1-③になります。具体的な報酬の金額については、裁判官が事案ごとに後見人が行った事務の内容や難易度等を総合的に評価して判断することになりますが、この資料はその前提として、まず、後見人の果たすべき役割、すなわち主要な後見事務の内容の整理を試みたものです。具体的には、主要な後見事務のうち、全ての事案において行うべき事務を基本的な事務、必要において応じて行うべき事務を付加的な事務と分けて整理した上で、後見事務の難易度や負担の程度を検討する際の考慮事情の例を記載しております。今後、各家裁において最高裁と専門職団体との議論の状況等も踏まえ、後見事務の内容に応じた報酬のあり方について、さらに検討が行われることとなります。

その際には、報告事務の負担との関係や報酬額についての予測可能性の確保なども重要な視点となってくると考えられます。

最高裁としては、各家裁において基本計画の趣旨を踏まえた適切な運用がされるよう、引き続き、必要な情報提供などの支援を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○事務局 それでは、資料2を上山委員からお願いします。

○上山委員 私のほうから、資料2「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」について御説明をさせていただきます。

まず、2ページをごらんください。この手引きは、市町村が策定する計画を通じて、全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、市町村によって地域体制の整備が進められることと、その実現に向けて都道府県によって市町村に対する支援が促進されることの一助として活用いただけることを目指して作成いたしました。検討体制や実態把握調査等については、記載のとおりです。

3ページをごらんください。構成とポイントになります。この手引きでは、「I 市町村編」「II 都道府県編」「III 資料編」の3部構成となっています。「I 市町村編」でのポイントは3つございます。1つ目、4つの市町村計画の例を掲載してポイントを説明しています。2つ目、市町村計画の参考プロセスを整理しています。3つ目、段階的・計画的な体制整備を確実に実行できるよう、計画見直しの際のポイントに記載しています。また、IIでは都道府県による市町村支援の実践例を掲載し、IIIでは各地域で使用されている要綱などの資料を掲載しています。

4ページをごらんください。国基本計画では、市町村計画を定めるに当たって具体的に盛り込むことが望ましい内容を5つ挙げています。矢印の左側の部分はその内容となります。この内容を共生社会実現の重要な手段である取り組みとして、矢印の右側に掲載しているように、目的、目標、具体的な施策等の方針として整理をして、提示をしています。

5ページをごらんください。市町村計画を策定する意義と効果として、①効果的で着実な推進、②段階的整備の担保、③地域連携ネットワークの構築・強化を提示し、取り組んでいる市町村担当者の声も掲載しております。

6 ページは飛ばしまして、7 ページを御参照ください。市町村計画には2つのパターンがあります。1つは、例1のパターン、地域福祉計画を上位計画と位置づけ、関係する法律を個別に策定する方法です。2つ目は、例2のパターンです。こちらは地域福祉計画の各章に書き込む場合と、地域福祉計画の中の1章として設ける場合があります。

8 ページは飛ばしまして、9 ページを御参照ください。手引きでは、北から南のエリア、人口規模、自治体区分、町、市、中核市等、策定した計画の種類、単体か、あるいは地域福祉計画と一体かなどと別に、既に策定済みの市町村計画をバリエーション豊富に掲載しポイント説明をしています。地域の実情に合わせて参考にさせていただきたいと考えております。

10ページから12ページまでは、小さく生んで大きく育てていくために計画見直しの際の項目も掲載しているという説明資料になります。

飛んで13ページは、5つの都道府県による市町村支援の実践例を掲載している資料になります。調査に御協力いただきました自治体、社会福祉協議会の皆様に感謝を申し上げます。この手引きを市町村計画策定に役立てていただき、ひいては権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、中核機関の体制整備に資することになることを期待しております。

以上です。

○事務局 では、資料3を新井委員からお願いします。

○新井委員 資料3をごらんください。「市町村職員・中核機関職員等のための研修プログラムの開発等について」というタイトルの報告書を取りまとめましたので、説明いたします。

2ページをごらんください。本事業では、中核機関が地域連携ネットワークのかなめとして機能し、支援機能を発揮できるように、人材育成のための研修プログラム等の開発を行うとともに、実務上参考となる事例や支援ツールなどを掲載した「実務のための手引き」を開発しました。

3ページは、既存の権利擁護センター等における実務実施状況に関するアンケート調査及びヒアリング調査の概要を掲載しています。基本計画に定められた中核機関の役割に沿って支援の取り組み事例や実務上の課題等が明らかになっています。

4ページをごらんください。これらの調査結果に基づいて委員会での検討を行い、どのような知識と技術等が必要か、また、どのような視点と支援力が求められるかを整理し、研修プログラム「実務のための手引き」を作成しています。

5ページをごらんください。研修プログラムについて説明いたします。現在、本事業で開発した研修プログラムは、今年度、国が実施を予定している市町村職員及び中核機関職員に対する研修プログラムの基礎研修と応用研修を念頭に作成しました。

6ページ目では、基礎研修、応用研修の目的と到達目標をまとめています。基礎研修は中核機関の職員及び自治体担当職員を対象として、応用研修は中核機関の職員を対象として、ごらんのように整理いたしました。

7ページをごらんください。市町村職員、中核機関職員を受講対象と想定している基礎研修では、成年後見制度の基礎的理解に加えて、関係する諸制度の特徴と留意点について学べる内容としています。また、基本計画の考え方に従って意思決定支援を重視した実践となるように、意思決定支援についても学ぶ科目を設けています。さらに、市町村の役割を伝えるとともに、最後の演習では、市町村長申し立ての事例を取り上げ、どのような場合に市町村長申し立てが必要なのか、実際にどのように申し立てを行うのか、実務を学べるものになっています。演習の際に本人情報シートを取り入れているのも、本研修プログラムの特徴です。

8ページをごらんください。主に中核機関職員を受講対象と想定している応用研修では、意思決定支援を踏まえたチーム形成、意思決定支援会議のあり方を学ぶ科目を設けています。また、補助や保佐相当の演習事例を使って、本人情報シートを活用しつつ、受任調整や後見人支援を学ぶ内容を作成しています。

9ページでは、人材養成において必要な5つの力を示しているものです。

10ページでは、「実務のための手引き」の目次を紹介しています。研修プログラムで使用するワークシートをアセスメント項目案として掲載し、本人情報シートとの関係も整理しています。この研修プログラムと手引きが、昨年度開発された体制整備のための手引きとあわせて各地で成年後見制度基本計画に基づく権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築、中核機関の設置等の体制整備を進め、その支援機能を発揮していく際の一助となることを、取りまとめを行った委員会の責任者としては願っております。

以上です。

○事務局 次に、資料4をごらんください。2ページ目でございます。前回、中核機関等の設置状況について御報告しました。その際、この図の左の青い部分、79が中核機関、それから赤色の権利擁護センター等413だけを報告しておりましたが、この地域連携ネットワークの機能に着目しますと、市町村長申し立てにつきましてもその機能の一部でありまして、各市区町村におかれては、こうした機能を踏まえて検討されているところでありまして、この緑の部分の市区町村長申し立てを実施している自治体も含めると、現状においても全国の約3分の2の自治体において地域連携ネットワークの一定の機能が備わっていると考えられます。

続きまして、3ページです。よくある地域連携ネットワークの図です。理念としては、権利擁護のセーフティネットでございますけれども、実務的にはまず2つのこととなります。1つは、協議会を設置すること。それから、地域連携ネットワークの中核となる機関の設置というよりは、指定や位置づけるということになります。

この絵を解きほどこいていきますけれども、まず4ページ目ですが、1点目、チームにつきましても、必ずしも一からつくる必要はなく、実際にはケアマネジャー等がつくっている既存のチームに後見人が参加するケースも少なくありません。

それから、5ページをごらんください。2点目、協議会というのも、障害者自立支援協

議会など、他の福祉部門の協議会の権利擁護バージョンでして、新たに一から構築する必要は必ずしもありません。例えば地域包括ケアシステム関係のネットワークの一部に家庭裁判所や法律専門職団体等の司法に入っただけとか、ポイントは、司法も含めた関係者との連携であり、顔の見える関係を構築することです。

続きまして、6ページ、3点目、中核機関ですけれども、これは地域連携ネットワークの中核となる機関であり、そこにあります4つの機能を果たすように主導する役割を果たしております。資料の下に赤字で記載しておりますけれども、地域に応じて柔軟に整備していただく観点から、具体的な要件はございません。ハコモノ新設ではありません。全国どこに住んでいても相談できるように、まずは小さく生んで大きく育てるという考え方で、広報、相談が優先すべき機能ということになります。

7ページは都道府県の役割です。特に小さな自治体においては、予算や人材が足りない場合もありますし、エリアの大きい家庭裁判所と連携するためにも、都道府県の役割が大きく、具体的な支援方法をここで紹介しています。

8ページは、前回御説明した中核機関に係る予算について説明しております。

続きまして、9ページ以降、さまざまな事例を7つほど紹介しております。

まず、新潟県阿賀町の例ですけれども、町長申し立てが契機になります。図にありますとおり、直営の地域包括支援センターに町長申し立てを確実に実施するためにも成年後見センターを28年に整備しました。これにより、高齢分野だけでなく、障害福祉分野についても取り組むようになりました。そして、本年4月に計画上、そのセンターを中核機関と位置づけました。

10ページですけれども、岐阜県関市の例です。地域共生社会の理念のもと、内部でちらばっていた権利擁護部門を統合して権利擁護センターとし、それを中核機関として位置づけました。まずは広報・相談機能から取り組むということになります。

11ページ、香川県三豊市の例ですけれども、既存のさまざまな仕組みを生かして、図の赤い四角で囲っておりますように、3つの組織を中核機関と位置づけております。市長申し立ての実績がある地域包括支援センターを中心に、市民後見人等への支援機能は市の社協に、家裁との連携が必要な受任調整機能は県の社協が担当する形で中核機関を分散させて整備しています。

12ページは広域設置の例になります。共同で実施していた市長申し立ての勉強会が発展しまして、図にありますとおり、4つの市町のうち、鴨川市が幹事となりまして、市社協のセンターに委託し、4つの市町の住民が利用できるようにしています。

13ページですけれども、同じく広域設置の例です。これは図の赤い四角をごらんいただきますと、上伊那地域の各市町村がそれぞれ委託している形になります。

あと、資料にはつけておりませんが、住田委員の尾張東部広域センターも、御存じのとおり広域設置です。現在、広域の計画が策定されて、各市町村の確認が進められているということになります。尾張東部広域センターはNPO法人の広域設置でして、このよう

に広域設置のパターンもいろいろあります。

続きまして、14ページの例は、市社協の成年後見センターだけを中核機関にするのではなく、政策判断を行う市の担当課も一緒に中核機関と位置づけた例であります。写真にありますとおり、認知症サポーター養成講座と合同で実施したり、定例会には家庭裁判所も参加していただいたりという取り組みをされています。

最後に15ページ、志木市の例は、センター自体が市の直営で市役所の入り口に設置しておりまして、市の担当課自体もあわせて中核機関としている例になります。

この資料の説明は以上で、中核機関につきましては、あくまで機能に着目して、地域において柔軟に整備を進めていただいております。

それでは、次の資料5は最高裁からお願いします。

○最高裁判所事務総局家庭局第二課 資料5、後見人等の意思決定支援のあり方に関する協議の状況について説明いたします。

最高裁として、厚生労働省及び専門職団体などと連携し、後見人等による意思決定支援のあり方について、本人の視点を踏まえて協議する場を設けるとしたことについては、前回の会議でお伝えしたとおりです。

資料5の中ほどに記載しておりますとおり、裁判所は司法機関として後見制度の運用を担い、後見人を監督する立場から、厚生労働省は権利擁護の施策を担う立場から、専門職団体は後見事務を実践する立場から連携し、検討を進めてまいります。

具体的には、今月の15日に第1回ワーキンググループの会合を行いました。第1回の会合では、厚生労働省、最高裁家庭局及びこちらの資料に記載しております各専門職団体との間で協議を行い、成年後見人が後見事務を行うに当たり必要とされる意思決定支援について、実務上参考とすることができるガイドラインを策定することについて認識を共有したところです。

今後の予定としましては、1～2カ月に1回の頻度でワーキンググループの会合を行い、協議を重ねる予定です。

検討に当たっては、これまでに厚生労働省において策定されたガイドラインと整合性がある内容とすることや、次に説明がございます本年度の厚生労働省の成年後見人等に係る意思決定支援の研修のあり方等に関する研究事業と緊密に連携し、二人三脚で検討を進めていくことを考えております。

また、利用者本人の視点を踏まえたガイドラインとするため、厚生労働省の御協力も得て、当事者の立場を代表する団体の方々の御意見をお聞きする機会を設けることを予定しております。

以上です。

○事務局 それでは、次に、資料6をお開きください。資料6は1枚紙です。

事業名をごらんいただきますと「成年後見人等に係る意思決定支援の研修の在り方等に関する研究事業」とあります。内容は、副大臣からもありましたとおり、これまでの御意

見も踏まえ、厚労省としては、令和2年度に後見人が意思決定支援を踏まえた後見事務を行えるような研修を全国的に実施することを検討しておりまして、その研修内容などを作成していただくものであります。

事業内容をごらんいただきますと、まず1点目は、「被後見人等が本人らしい生活を送れるよう」とありますが、権利が守られるのはもちろんでございますけれども、さらに本人らしい生活を送ることを支援するため、チームによる意思決定支援のもとでの本人のための財産管理、身上保護の取り組みを全国的に進めるための研修のあり方の検討、2点目は、後見人等が意思決定支援を踏まえた事務を行う上で、既にある意思決定支援に関するガイドライン、それぞれの具体的な活用方法などの検討という内容になっております。

現在、この実施主体についての公募が終わりました。複数から公募があり、評価委員会の評価中で、間もなく実施主体が決まる予定です。決まり次第、事業を開始することになります。

説明は以上になります。

○大森委員長 御説明がございましたけれども、皆さん方の御意見はこの後伺いますので、御報告について特段に御質問があることについてだけ伺いますが、どなたか御質問ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。御意見はまた後ほど伺います。

それでは、御報告を受けましたので、次の議題に移ります。「KPIの設定と今後の施策、令和元年度の中間検証に向けた意見交換について」という議題でございます。まず、資料7から9までについて、事務局から御説明がございました。その後、法務省からも若干説明がございました。では、お願いしましょう。

○事務局 それでは、資料7をお開きください。ちょっと細かい資料になりますけれども、前回、基本計画についてのKPIと、検討している今後の施策等について整理した資料を出させていただき、それについて御意見をいただきました。今回、それに2つのことを加えております。一つは、表の真ん中に前回委員の皆様からいただいた御意見を入れさせていただいております。もう一つは、表の右にその御意見も踏まえて新しく検討しました今後の施策を赤字で加えております。赤字の施策について、主なところだけ触れさせていただきます。

まず、1ページの右上、「「任意後見」「補助」「保佐」制度の広報、相談等の強化（検討）」、これは後ほど資料8で触れます、5月16日に認知症施策推進のための有識者会議にたたき台として示された今後の認知症施策の方向性の案にも記載しています。

次に、3ページの一番右側の真ん中より若干下、上記プログラムを踏まえ、「後見人等に対する意思決定支援研修の全国的実施（検討）」、これは先ほど報告いたしました最高裁及び厚労省の意思決定関係の取り組みを踏まえて実施するものでありまして、これも後に触れます認知症施策の方向性の案にも記載しております。

同じく3ページの左、KPIのところですがけれども、認知症関連や障害福祉関連の研修についても意思決定支援を取り入れる趣旨のKPIを追加しております。

次に5ページですけれども、右のところに赤字で書かれた、成年後見ニーズの増大に対応する担い手を確保するため、市民後見人・親族後見人が裁判所に選任されて後見活動等ができるよう、専門的バックアップ体制の強化（検討）」、これも認知症施策の方向性の案にも記載しています。

それから、8ページの左上に赤字があります「全預金取扱金融機関の個人預金残高に占める後見制度支援預金または後見制度支援信託を導入済みとする金融機関の個人預金残高の割合、50%以上」というKPIが金融庁から設定されています。

9ページからは、工程表にはないですけれども、基本計画に記載されている事項として今回から新たに追加しております。まず、表の左の赤字、「①任意後見制度等の利用促進」でございますけれども、表の右の真ん中に赤字で、「任意後見制度の運用に関する調査の実施（法務省）」とあります。これにつきましては、その内容を法務省から説明をお願いします。

○大森委員長 お願いしましょう。

○法務省大臣官房審議官 法務省でございます。前回会議におきまして、新井委員、山野目委員、川口委員から任意後見の適正な活用についての御指摘をいただきました。いずれの御指摘も任意後見契約に関して適切なタイミングで任意後見監督人が選任され、任意後見契約の効力が生ずるようにすることが重要であるといった問題意識を含むものであったと受けとめております。こういった御指摘を踏まえまして、今後の対応を考えるに当たり、まずはその実態を把握するための調査を行うことが重要であろうと考えました。そこで、ただいま御指摘がありました資料7の9ページですけれども、任意後見制度の運用に関する調査の実施という項目をつけ加えていただいたところでございます。

具体的な調査の方法といたしましては、後見登記を行っている法務局、それから、任意後見契約の公正証書を作成する公証人などを対象として行いまして、法務局に対する調査としては、例えば任意後見契約の登記がされてから、任意後見監督人が選任されたことに伴う変更の登記がされた数やその時期、それから、同じく終了の登記がされた数やその時期の調査を行うことを考えております。

また、公証人に対する調査としては、例えば一定の期間内に締結された任意後見契約について、いわゆる移行型の任意後見契約の割合を調査したり、任意後見契約において通常定められております条項についての当事者の理解度に関する調査を行うことなどを考えております。時期については本年中に実施することを目指しております。

以上でございます。

○事務局 続きまして、この資料の最後になります10ページ、左の赤字で、②制度の利用に係る費用等に係る助成と。表の右をごらんいただきますが、未実施市町村において実施していただくといったことや、本人・親族申し立ても対象としていただくことなどを3月の全国課長会議で周知したことなどを記載しております。

資料7は以上でして、資料8をごらんください。老健局でされている今後の認知症施策

の方向性についての案についての資料であります。現在、取りまとめに向けて検討が進められているところであります。

8ページをごらんください。「今後の認知症に関する政府の取組み（案）」ということで、この本文が載っております。

その次の9ページに黄色で塗られている資料が出てきますけれども、この黄色の部分、成年後見制度利用促進等ということで、1つ目の○には、中核機関の整備や市町村計画の策定の推進。2つ目の○には、先ほど御説明した意思決定支援研修の全国的な実施。「任意後見」「補助」「保佐」制度の広報・相談体制の強化、市民後見人・親族後見人への専門的バックアップ体制の強化。3つ目の○には、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するための市町村の取組みを支援。

下のほうの黄色い部分には、市長申し立ての周知・活用が盛り込まれています。

資料8は以上です。

最後、資料9は、資料7のKPIだけを見やすいように抜粋しております。副大臣からもありましたように、本日をもって確定させていただきたいと考えています。

説明は以上になります。

○大森委員長 ありがとうございます。

それでは、これから皆さん方の御意見を伺いますが、ちょっと事務局と相談しまして、相対的に本人の立場に近くおられて活動されている方々から御発言いただきたいと思っております。最初は久保さんからお願いしたいと思います。

○久保委員 ありがとうございます。全国手をつなぐ育成会連合会の久保と申します。よろしくお願いたします。

私ども、知的障害者は、発達障害のある人もそうですけれども、成年後見制度は非常に重要な支援制度というふうに思っておりますので、このたび制度利用のバリアとなっている点が改善されることを期待しているところでございます。

ところが、今回、後見人へ払う報酬を見直す方向が示されたわけでございますけれども、後見人が管理する財産により報酬が増減する仕組みをなくして、業務内容に応じた設定となり、標準額の上に積み上げていく報酬を決定する仕組みのように、この資料としては見えます。私どもは、どのような業務に幾らの標準額が設定されるのか未定でございますし、知的障害者で求められる後見業務には財産管理と生活上の支援、要は身上監護の両方が不可欠であることを考えますと、現状よりも報酬が引き上げられる可能性が高いのではないかと少し心配をしております。

報酬に関してですけれども、身上監護の部分の資料1-③の表を見させていただきますと、本人や親族等の意向調整が困難とか、親族間の扶養の調整が必要だとか、支援者ネットワークを構築するとか、医療・福祉関係者とのカンファレンス、施設での受け入れが困難などについては、これこそが私たち、知的障害、発達障害にとって後見制度を必要とする背景なわけでございますので、そこを重要視していただいて、この表に書いていただい

たことはとても歓迎することだと思っておりますけれども、それを報酬とリンクさせるということは課題があるなと思っております。

私どもは、きちんと後見人事務をやらない場合には減算をしていただきたいということを強く要望いたします。現在、私たちの中では、ちゃんと見に来てくれないで、ただ報酬を取られるだけで、成年後見制度を利用しなければよかったというような声が幾つも聞こえてきておりますので、これからそんなことにならないように、私どもは減算の形をとっていただきたいと思っております。これは利用促進法の趣旨から見ても、今回の裁判所が報酬額を決めるというのは不透明さがあって、ブラックボックスのような形になってしまうと思っておりますので、そういう形が制度の妨げになるのではないかとと思っております。

利用促進法の趣旨を考えても、もう少し透明であるべきだと思いますので、この利用促進会議が何のために開かれて、何を目的にしているかという原点に立ち返っていただきたいなという思いを持っております。

1つの案としましては、せめて裁判所が考える100点の後見活動を、イメージでもいいので示していただいて、その場合を満額として上限額を決めていただいて、今回示された表でチェックをして、不足している場合には減算するという手法のほうが、まだ私たちにとっては透明感があるなという感じを持っております。

後見人の報酬の助成につきましては、成年後見制度利用促進法に基づいて国で策定していただきました成年後見制度利用促進基本計画でも、市町村による助成制度、成年後見制度利用支援事業が触れられておりますので、全国的には助成を実施していない市町村も相当数ある中で、報酬の引き上げという議論を先行させるのは、少し私たちとしては疑問に感じているところでございます。

育成会としましては、身上監護の充実を求めて、人生の伴走者としての成年後見になってほしいと思っておりますが、それによって報酬が引き上げられてしまうとすれば、この制度を利用する人はますます少なくなるのではないかとと思っておりますので、そんなことになると本末転倒なことになるなと思っております。この報酬の見直し案はぜひ再検討をしていただきたいと思っておりますし、できれば専門職団体だけではなくて、私たちにも少し意見を聞いていただけるような、両方の意見を聞いていただけるような場で検討を進めていただけたらありがたいと思っております。

以上です。

○大森委員長 直ちにどうお考えですかと聞きにくいのですが、ちょっと感触を最高裁から伺っておきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○最高裁判所事務総局家庭局第二課 御意見ありがとうございました。

資料1は、必ずしも標準額を積み上げることを示しているものではなく、先ほど申し上げたとおり、後見人等に対する報酬付与は、あくまでも法律に基づいて各裁判官が諸事情を考慮して判断するという制度の建て付けになっておりますので、その中でどのように運用を改善していくかということが重要であると考えておまして、あくまでもそれは各家

裁で検討されるべき事項のものでございます。

先ほど、報酬額が引き上げられるのではないかという御懸念も示していただきましたけれども、必ずしもそういうことではなくて、今後考えていくべきことなのですけれども、事案に応じて身上監護事務をやっているならば、これもちゃんと評価しないといけないという点はあるにしても、例えば管理財産が多額で、余り後見事務の内容がないという場合には、これは事務に応じたということになれば、報酬は引き下げられていくことになってくるのだと思います。

より透明性を持った報酬のあり方という御指摘ももっともだと考えておりますが、そこについてはできるだけ当事者の方が予測可能性を持てるように、今、めやすという形で資料を公表している庁もありますけれども、そういったことも含めて、どのように予測可能性を確保していくかということも検討していかなければならないと考えておまして、いただいた御意見も踏まえて、引き続きそういった情報も各家裁のほうに伝えて、裁判所全体として適切な運用ができるよう検討してまいりたいと考えております。

○久保委員 ありがとうございます。

減算もあり得るといふ今のお話だったというふうに承りましたけれども、減算もあり得るのであれば、減算もあり得ると読めるような資料にさせていただかないと、これを普通に読んだら、積み上げられるなどしか受け取れないのですよ。みんなこの資料を見たら、基本のところは今、報酬を払っている2万ぐらいで、付加的な事務をやったらそこにプラスされるというふうにしかな読めないような感じになってしまうのです。ですから、そうではなくて、基本の事務もやっていなかったから減算になりますよということもきちんと資料に書いていただいて、そして、実際に減算もしていただきたい。

本人に一度も会いに来ないで報酬だけ取るという専門職の方が何人もおられるのを私たちはつかんでいますので、そういう意味では、先ほどちょっと申し上げたように、何もしてくれなくて報酬だけ持っていかれてしまう、成年後見しなければよかったという声があるのです。そんなことをいろいろなところで親がしゃべったりしますと、成年後見は利用しないでおこうという形になってしまうのですよ。ですから、そうではなくて、最高裁としても、ちゃんとやらなかったら減算するというぐらいのことをきちんと書いていただいて、やってくださった事務に応じてやりますというお話ですけれども、やらなかったら減算ということも書いていただかないと、この資料のままでは積み上げ式だなというふうにしかな読めないなと思っております。

以上です。

○大森委員長 もう一言、最高裁から御発言いただいて、次のご発言にいきましようか。

○手嶋委員 御意見ありがとうございます。このような形で御意見をいただけることで、これからの検討にまた参考にさせていただけると思っております。

ただ、この資料自体はこれで確定ということでもございませぬし、今、何をやっているかと申しますと、御指摘いただいた、十分に後見人の役割が果たされていないようなケー

スについても、恐らくいろいろな原因があり得るところとっておきまして、後見人としてやるべき事務、果たすべき役割というものについて、きちんとイメージが共有されていなかったことが一因となっている部分もあるのではないかとお思います。そのような意味で、報酬を考える前提として、まずどういう事務が想定されるのかについて、頭の整理をしようという表になっております。それをどのような視点で整理するのか、標準的な後見事務から加減を考えるのか、先ほどおっしゃっていただいたように100%のものから減算するのか、いろいろなアプローチがあり得るかとは思いますが、御意見も踏まえながら、これからまた各庁で議論を積み重ねていくものかなと考えております。

○大森委員長 それは減算もあるということでしょうか。

○手嶋委員 減算については、後見人が果たすべき役割を果たしておられなければ、それは当然、役割に応じた報酬という点でその分を付与するのは難しいということになるかと思っております。

○大森委員長 今の御発言、持ち帰っていただいて、さらに検討していただくということで、一応この問題は以上ということにしたいと思っております。

それでは、次は櫻田さん。

○櫻田委員 ありがとうございます。日本メンタルヘルスパピアサポート専門員研修機構の櫻田です。私のほうからは1点だけ意見を述べさせていただきます。

KPIで周知に関して記載していただいているのですが、私どものほうの精神障害者の当事者からすると、やはりまだまだ成年後見制度自体が本人たち、私たち当事者のほうに情報として届いていないだけでなく、御家族のほうにも全然情報として届いていないという実態がありますので、やはり情報を得られる何か、どこでもいいと思うのですが、何かそういうものがあるといいのかなというところは1つございまして、それが中核機関だと私は認識しております。その中核機関のほうでも、行かないと情報がもらえないだけでなく、どこにいても、自宅にいても何か情報がもらえるようなツールがあるといいような気はしております。

なかなか周知に関しては目に見えて成果があらわれないと思うのですが、やはり周知することで、御本人だけではなく、御家族にも成年後見制度のよさを知ってもらえるいい機会だと思っておりますので、ぜひ周知のほうにも力を入れていただければと思います。

私たちのほうでも、親亡き後に自分たちが困らないためにも、そして、親自体も安心して子供が残れるようにということで、ぜひ周知と相談業務のほうにも力を入れていただければいいかなというのを、改めて意見として述べさせていただきます。ありがとうございました。

○大森委員長 ありがとうございました。

それでは、花俣さん、お願いします。

○花俣委員 ありがとうございます。

私たちが今、久保委員が御指摘いただいたところを一番危惧しておりました。利用者が

支払う報酬の見直しということですので、これは直接利用者にかかってくるころだと思います。報酬を支払う利用者の声が全く届いていなかったというのはちょっと残念かなという気がいたします。おっしゃるとおり、成年後見制度を利用したい人が、これではますます使いたいと思わないのではないかと感じています。

それから、資料7の2ページ目の4つ目、中核機関がないがゆえに、監督人がついて費用負担が生じることについて、資料5を見る限り、そのことについては余り具体的な変化がないのかなとも感じています。

それから、意思決定支援に関してなのですが、実は私ども、昨年10月に実施した介護保険の困り事アンケートを報告書としてまとめた中に自由記載がございまして、その中に成年後見制度についての意見もございました。そこで、ちょっと意見を紹介させていただきますと、成年後見制度の煩雑な手続というところで、両親2人の介護認定を同時に申請することになって、両親の預貯金管理について銀行に相談したところ、成年後見制度の保佐を勧められ、家庭裁判所に申し立てを行い、認められました。これで両親の財産管理を確実にできると思いましたが、実はその逆であったことを痛感しました。成年後見制度では、本人の生活のために本人の資産を利用するときに煩雑な手続が発生して、とても利用しづらくなります。現行の制度は、単に本人の資産を守る、使えないことを主眼にしている、本人が望むであろう使い方を排除することになっています。早急に見直しが必要だという意見がありました。まさに意思決定支援に関連して、こういったことで本人の望む生活ができるようにという運用がなされれば、ここは随分改善されるのではないかと感じた次第です。

そのほかには、認知症施策推進のための有識者会議でも、例えば裁判所の皆さんにもサポーター養成講座を受講していただいたらどうだろうといったような意見もございました。できればやはり認知症高齢者、あるいは若年の方を含めて、認知症とは何なのか、認知症の方はどんな様子なのかということをご皆さんに知っていただく必要があるのかなと思いますので、今後ともその点についてもぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○大森委員長 大事な御意見だったと思います。ありがとうございました。

それでは、次は、新井先生から一巡いたしましょうか。

○新井委員 では、3つの点について手短かに申し上げます。

まず第1点は、KPIの今後の具体的施策の中で、任意後見の広報と相談の強化、そして、任意後見の運用状況を調査するということについて盛り込んでいただいたのは、私は大変ありがたいと思っております、これは強く支持しますので、KPIとしてしっかりと目標達成していただければと思います。

第2点目ですけれども、家族信託について申し上げたいと思います。任意後見、信託というのは自己決定の制度でありまして、強く推奨が求められています。しかし、現在普及しているいわゆる家族信託には濫用例が非常に多く見られます。家族信託というのは、委

託者、受託者、受益者の関係当事者が全て親族であって、相互監視機能が働かずに、例えば委託者が自己信託を設定して、委託者兼受託者が受益者になるという事案も既に存在していますが、これらは信託を形骸化するものです。規制緩和を旨とした現行信託法によって、しかし、これらは許容されていると考えられています。一部の士業、住宅メーカー、マスコミ等が推進している家族信託については、昨年9月の東京地裁判決は一部無効であるとして、その濫用に警鐘を鳴らしています。家族信託の目的は、成年後見制度の潜脱であると考えられますので、法務省におかれましては、実情を調査の上、しかるべき対応をお願いします。

具体的には、KPIで取り扱われている任意後見の実態調査の中で私が申し上げたような問題をきちんと調査していただきたいということを強くお願い申し上げます。

3点目は公益信託です。公益信託には所得の少ない成年被後見人が専門職後見人に支払う報酬を助成するというものがあります。このような公益信託に遺贈するというアイデアは、成年後見利用促進の立場から、そして、民間の浄財を公益目的のために用いるという見地から推奨されるべきであると考えておりますが、現実にはうまく機能していません。これには民法上の包括遺贈、特定遺贈等の問題、課税上の論点もあると思っておりますが、法務省は現在、新しい公益信託法案の最終取りまとめを行っていると思っておりますので、成年後見及び公益信託促進の立場から、この問題についてもぜひ御検討をお願い申し上げます。

具体的には、先ほどと同様に、KPIで取り扱われる任意後見の実態調査の中で公益信託の手續上の問題についても盛り込んでいただければと思います。

以上です。

○大森委員長 法務省さん、何かレスポンスはありますか。

○法務省大臣官房審議官 御指摘ありがとうございます。

家族信託について御指摘いただいた点は、やはり信託が果たしている役割に鑑み、その信頼性を確保する必要があるという問題意識については真摯に受けとめる必要があると考えております。御指摘がありましたように任意後見調査の中で受けとめることができるかどうか、持ち帰って考えてみたいと思います。

それから、公益信託に関しても御指摘いただきました点について、今後の公益信託の見直しに当たって、この制度が広く利用されるように、関係省庁ともよく協議しながら進めてまいりたいと考えております。

○大森委員長 ありがとうございます。

池田さん、ペーパーを出しておられますけれども、それ以外に何か強調したいことがあれば、一言どうぞ。

○池田委員 ありがとうございます。

ペーパーに出させていただいておりますが、改めて厚生労働省にお願いは、会議だけで3回目になると思いますが、やはり独居の認知症の方々もふえていきます。私もいずれそうなると思うからこそなのですが、首長申し立てについては、平成17年の民法をやっている

からということで説明で済まされていますが、新たに通知の文書を考えて出すなり、ぜひしていただきたいことと、全国どこの市町村でも成年後見を使うというあたりでは、利用支援事業、低所得者が利用できるための、特に老健局においては必須でもありませんし、おかげさまで後見類型だけではなく、保佐、補助も使えるようにと行っていただいていますし、本人申し立てもと行っていただいています。ここはぜひ、全国どこの市町村でも使えるようにしていただく投資をしていただきたいと思います。

もう一つだけ、これは家庭裁判所も本当に前向きに一生懸命やっただけでいるのを十分わかっていながら、どういう方向で頑張るのか。先ほど久保委員も言ってくださいましたけれども、本人の支援というところで、きちんと、仏つくって魂というところでは、意思決定支援の研修も始まりますが、やはり後見人の選任、解任、監督、報酬というところでの最高裁のお役割が大きいと思っております。意思決定支援の指針策定については最高裁が徹底をしていただくのが大変ありがたいかなと改めて思っています。

ありがとうございます。

○大森委員長 私もそう思っているのですが、最高裁に対する期待というか、みんなが最高裁のことを頼りにしているのです。そのような御意見が出ていますので、もう一回、局長さんから御発言いただければと思います。

○手嶋委員 御意見ありがとうございます。

意思決定支援の重要性というのは、これまで私もこの会議にも参加させていただき、いろいろ勉強して、重々承知をしているところであります。

ただ、先ほど担当からも御説明をさせていただきましたように、最終的な判断は、現場で各担当裁判官がその事案における事情を総合的に考慮して見ていくというところがたてつけの基本でありまして、そういう意味においては、一定の指針を最高裁が示すということ自体はなかなか難しいところもございます。

ただし、先ほど申し上げましたとおりで、ここでのご議論も含め、必要な点について十分情報提供しながら進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○大森委員長 ありがとうございます。

では、伊東さん、お願いします。

○伊東委員 倉敷市長でございます。資料4と資料9のことについて意見を申し上げたいと思います。

まず、厚労省さんがつくられました資料4の6ページ「中核機関の体制整備」についてでございます。これはKPIの一番最初の制度の周知、計画の策定ということにもかかわっておりますけれども、資料9の「I 制度の周知」「II 市町村計画の策定」で、2021年度までに全市町村でこれに取り組むということにして、現場でこれを担っております者としたしましては、資料4の2ページでは、中核機関設置済み、権利擁護センター等設置済み、未設置だが市町村申し立てありという取り組み状況であり、大変だとは思いますが、

一生懸命頑張っていかなければならないと思っております。

その観点で、この中核機関の制度が資料4の6ページで、いわゆる機能であり、ハコモノ新設ではないということもしっかり書いていただいているということは、大変進みやすいというふうに思っているところでございます。

次に、久保委員、その他の委員からもお話がございました、先ほどの資料1-③の基本的事務、付加的事務の表についてでございます。先ほど来あります身上監護の基本的方針の決定や、一番右の支援者ネットワークを構築というところで、私ども現場のほうの感覚としましては、主に御高齢の方につきましては後見制度を利用しなければいけないのではないかと、現場の地域包括ケアのネットワークなどのところで上がってくる場合が多いと思っております。例えば財産管理事務などでは、人によって財産の分量も違いますので事務量も違うと思いますが、支援ネットワークについての表現で、ここに「構築」と書いてありますが、多くの部分は地域包括ケアのところに後見の方が一緒に参加をする、つまり地域連携ネットワークの中に入っていくということによって進んでいくと思っております。

障害のある方はまた別の制度等もありますし、先ほど最高裁の方も、まだこれは途中だということをおっしゃっていただきましたけれども、まずネットワークの構築については、ゼロから構築される場合ももちろんあるかと思いますが、多くの場合は地域包括ケアなどの基本的な部分と一緒に参加をするということが、まず始まりのところになってくるということ等をふまえて「事務の難易度等を検討する際に考慮事情」について検討を行っていただく必要があると感じているところでございます。

その観点の中で、資料4の8ページでございます。これは後見制度の地域生活支援事業費の補助金、先ほど利用料金が今後どうなるかということでございましたけれども、各市町村のほうでも助成制度を設けております。そういった中で、これまでも申し上げておりますけれども、特に国からの地域生活支援事業の助成というところについて、今後この件数がふえていくなかでは、国からの助成の金額の増額が必ず必要になっていくと思っております。また、近隣の市町村でも、現在は、助成の上限額が違っている状況になっておりますので、これは特に県の役割ということが非常に大きくなると思っておりますが、そういうところの調整も重要だと思っております。

県の役割というところで、資料4の7ページでございます。都道府県の役割というところが、この資料全体を通じて、とても少ないように感じております。市長さんが全部やりましようという感じに見えるわけですが、家裁は都道府県単位で設置されているわけですし、県の中全体での調和というか調整が必要と考えます。もちろん大きな研修等は国がされるわけですが、県の中全体は県が主導していただいて、もちろん細かなところは市町村と一緒に取り組むのですが、県の役割をもっと踏み込んでいただくことが必要です。例えば上限額等の補助額の設定とか、そういうことについても県の役割は大事ではないかと思っておりますので、今後の検討の中でぜひお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○大森委員長 最後の点は非常に重要でして、私自身もおっしゃるとおりだと思っています。一応、基本的なスタンスは書き込まれているのですけれども、もう少し強調し、場合によりましたら、都道府県の方々の御意見がもうちょっと吸収できるような仕組みが必要かもしれないと。

参事官、その点どうでしょうか。

○事務局 今、かなりご意見いただきましたので、それを踏まえまして、重く受けとめて、次につなげていきたいと思えます。

○大森委員長 よろしく願いいたします。

それでは、次は、海野さん。

○海野委員 静岡県社会福祉協議会の海野でございます。

都道府県行政の件につきましては、前回の委員会の際に発言させていただいたとおりでございます。2点、日常生活自立支援事業と都道府県の関与についてということで発言させていただければと思えます。

資料7のKPIと今後の具体的施策等の案についての6ページ、KPI達成に向けて考えられる今後の具体的施策等の日常生活自立支援事業のところでございますが、成年後見制度への適切な移行のための契約審査会の活用を促すということに対しましては、実施主体となる都道府県・指定都市社会福祉協議会としても進めていかなければならないと考えております。

ただ、移行が進まない一番の大きな理由は市町村長申し立てが進まないという点でありまして、市町村長申し立ての取り組みを促す必要があると考えております。それ以外にも、頻回の支援を必要とするケースの後見の受け皿がない、日常生活自立支援事業のほうが本人負担が少なくて利用しやすいなどのさまざまな要因があって、審査会の促しだけでは対応に限界があると考えております。

また、利用支援事業が市町村長申し立てに限定される基礎自治体が多い中で、市町村行政の費用負担のない、日常生活自立支援事業が実質的に受け皿にならざるを得ない面もありまして、成年後見制度への適切な移行のためには利用支援事業の充実とあわせて、日常生活自立支援事業の実施主体のあり方を含めた事業全体の検討が必要と考えております。

また、都道府県の関与についてでございますけれども、静岡県においては県行政、家裁、県社協が連携して、資料4の7ページのような取り組みを実施してきておりました。市民後見人の養成の面では、ある程度成果は出ていると思っております。ただ、このような取り組みをしている中で実感していることは、都道府県による市町村への助言・援助が重要というのは理解するのですけれども、ツールとなる補助事業がないと働きかけしにくいということは本当に実感しております。静岡県での市民後見人養成の広がりに関しては、期間限定とはいえ、財源を提供できたということが大きな要因だと考えております。中核機関や地域連携ネットワークを構築していくためには、人の配置が絶対に必要であって、交

付税措置と既存の補助事業だけでは不十分で、立ち上げ後数年でも人件費を含めた補助事業が必要だと考えております。

また、家裁と自治体はそもそも業務の文化が違うということもすごく実感しております。取り組みを進めていく上で相互に戸惑いを感じていることが多かったと思います。そのような意味でも、都道府県段階の調整役を担う必要があるのではないかと考えています。

個人的には、家裁本庁と支部・出張所の関係は都道府県と基礎自治体の関係に似ているのではないかと思うところがありまして、静岡では家裁本庁が支部・出張所への調整役を担ってくれたという面で取り組みが進めやすかったという部分もございます。都道府県行政と連携して家裁本庁が支部・出張所に助言・援助していくという視点も必要なのではないかと考えております。

以上です。

○大森委員長 静岡県から学ぶことは多いのです。励まされるようなケースをお持ちですので、ありがとうございます。

それでは、上山さん。

○上山委員 私のほうからは、資料7、工程表にない項目の「②費用等に係る助成」について、1点に絞って発言をさせていただきます。具体的には、利用支援事業と生活保護の関係の整理についてということになります。

まず、現在の利用支援事業を充実させていくこと、つまり本人申し立て、親族申し立てへ拡張する、保佐・補助類型へ拡大するという基本方針には個人的に賛成です。ただし、同じ低資力者を対象とする施策である生活保護制度との関係整理が必要であるように感じられます。将来的には、恐らく利用支援事業の充実に伴って、後見費用と後見報酬に関する公的な助成は、利用支援事業に一元化する方向で今、動いているように見えています。しかし、少なくとも現時点では、首長申し立て、かつ、後見類型事案に限定して制度が運用されている実態が珍しくないわけです。既に3月の全国課長会議での自治体への周知等の対策はとられているようではすけれども、全国で満遍なく助成の必要な事案に制度が適用されるまでは、恐らく相当なタイムラグがあるのではないかと懸念されます。したがって、ここからこぼれ落ちてしまう場合の生活保護受給者による適正な後見制度の利用について懸念を持っています。

周知のように、保護費としては医療扶助と介護扶助がありますが、後見扶助はありません。このために、1つは、そもそも後見費用や報酬の捻出に関する不安から利用が回避されているという可能性があるのではないかと懸念されます。2つ目として、逆に既に生活保護受給者の方が制度を利用している場合に費用捻出が困難であることから、どこかに大きなひずみが出ているのではないかと懸念されます。具体的には、御本人のほかの費目が切り詰められてしまっているのではないかと懸念されます。あるいは専門職後見人らの報酬が事実上放棄されてしまっているのではないかと懸念があります。そうした懸念があるわけです。財源などの観点を考えても、利用支援事業と生活保護の理論的な関係整理というのは恐らく必要になるかと思っています。

す。ただ、直近の問題として、理論的な関係整理以上に重要なことは、利用支援事業の充実という施策に隠れてしまって、現状、今のところ事業の対象から外れてしまっている生活保護受給者に対する支援が取りこぼされてしまわないか。そのように配慮することが必要ではないかと考えています。

以上です。

○大森委員長 それは重要な話ですけれども、参事官いかがでしょうか。

○事務局 生活保護でという御意見、他でも御意見いただいております。担当課とよく検討したいと思います。

○大森委員長 明らかに見過ごされていますね。

これを検討するときは厚労省の中で検討できますでしょうか。

○事務局 社会・援護局に保護課がありまして、国会でも御質問いただいておりますので、よく検討したいと思います。

○大森委員長 局長、一言何かいいですか。

○谷内社会・援護局長 そのとおりです。

○大森委員長 そのとおりだとおっしゃっていますので、それでは、そういうことにさせていただきます。

では、川口さん。川口さんもペーパーを出されていますので、追加のコメントがあればどうぞ。

○川口委員 川口です。

今、上山先生がおっしゃった成年後見制度利用支援事業のことはペーパーにも書かせていただいております。先ほど久保委員から話がありました、今回報酬体系を変更することによって当事者にとって負担がふえるのではないかという御意見、これに関しては逆に我々専門職のほうでは、どうしても報酬がもらえない案件が相当ふえるだろうというふうに見ていまして、成年後見制度利用支援事業というものがない限り、我々としては相当この報酬体系の変更に関しての反発があるというところは事実でございます。

これに関しましては、いわゆる成年後見制度が広く使われるようにするためには、必ずここを通らないといけないと思っておりますので、国民のためにもこれをぜひ検討していただきたいなというのが1点です。

もう一つ、今も出ました任意後見制度に関してなのですが、これに関しましてもペーパーに簡単に述べさせていただきました。私のほうで、今、2,611件しか継続案件がないという、この問題に関しまして検討のところをお話しさせていただければと思っております。

契約時の問題点として、受任者の死亡により契約が終了してしまうことによって、要は契約しても無駄になるものがあるというところに対しての対応が今後必要になるのではないかと。例えば複数受任とか予備的な受任、こういったものを明確にしていくことが必要なのではないかということと、もう一つは、監督人の費用がかかることによってちゅうち

よしている。それは監督人の費用が幾らかかるか見えないということがあります。これに関しましては、任意後見制度自体が本人の自己決定を尊重したものでありますので、自己責任の部分も含めて、例えば監督に関しては財産に特化した監督にして、限定的な監督にして低減する。報酬を少なくして、それで補っていくということも考えたらいいのではないかとということもあります。

あと、発効時の問題として、どうしても移行型の問題が先ほどもありました。これに関しまして、今、任意後見制度と並立して行われている任意代理の問題があるわけですが、この登録制度、これを登録されている契約を定期的にチェックできるような制度を法務局ないしは中核機関、これで持っていくような方向性はないのだろうか。

あるいは、今、超高齢社会の現状を考慮して、現状の民法ですけれども、判断力が低下した場合でも委任の終了にならないという問題、これを検討できないのかどうか。この辺をお願いしたい。

もう一つは、任意後見契約自体が、これは本当にオーダーメイドで自己決定が尊重されているものなのかということ、私の感覚として、任意後見契約は後見類型と同じではないかと思っているところがあります。というのは、発効するものは全て、ほとんどのものが全面的代理権を持っています。逆に言うと、全面的代理権を利用するようにならないと発効しないという、これは任意後見というよりも後見類型を発効するときと同じ状況になっているのだと思います。ですから、もう少し発効の段階を、一部発効とか段階的発効とか、融通のきく任意後見契約をつくれたらどうかと思っております。

もう一つは、金融機関に対する問題ですけれども、任意後見監督人の届け出をすると、本人の取引も停止されてしまうケースが多いと思います。この辺は、基本的に行為能力があって、支援者の意思決定支援のもとに本人が取引停止を受け入れた場合には停止するけれども、そうでなければ取引は継続できるというような柔軟な対応が求められているのではないかと思っております。

もう一つは、利用してよかったと思う制度かどうかということです。今、マスコミにおいていろいろ成年後見制度に対する批判は多いのですけれども、私のペーパーにも載せておきました。ちょっと古いのですけれども、平成21年に行った親族後見人に対する調査の結果、成年後見制度を利用した人で、利用しないほうがよかったと思っている人は5%しかなくて、利用したほうがよかったと思っている人が60%、どちらでもないというのが30数%、90%の人がそんなに否定的ではなくて肯定的だという結果が出ております。

問題は、専門職と親族後見人の違いがございまして、この辺ももう少し、任意後見契約の調査をされるということも含めて、成年後見制度自体の調査も実態はどうなのかということも調べていただければなと思っております。

以上です。

○大森委員長 大事な問題提起だったと思います。ありがとうございました。

では、住田さん、お願いしましょう。

○住田委員 尾張東部成年後見センターの住田です。3点、手短かに意見を述べさせていただきます。

まず1点目ですが、資料4では、中核機関の設置モデルとして、先ほど室長から口頭での御案内をしていただきましたが、行政直営、社協委託、または行政・社協の協働型のみで、「体制整備のための手引き」にあった公益法人、NPO法人のモデルの紹介がございません。中核機関の設置につきましては、大半の小規模自治体では広域設置を検討する必要があると思われませんが、当センターのようにNPO法人に委託する方式は、構成市町が対等の関係で運営にかかわれること、選任体制の構築がしやすいなどのメリットがあります。市長申し立ての運用や、今、話題に上がっておりました利用支援事業につきましても、6市町で同一のルールを整備してきておりますので、経済的な理由により成年後見制度の利用ができないというようなことは、広域の中ではありません。

愛知県では、そのほかにも公益・NPO法人モデルのセンターが3つあり、業績も上がっています。来年度にはさらに1つふえる予定です。ぜひ推進モデルの一つとして御紹介をお願いしたいと思います。

また、広域設置におきましては、都道府県のバックアップが重要になりますので、都道府県社協と協力して推進をお願いします。

さらに、昨年度、尾張東部では広域の利用促進計画を策定しました。広域設置だからこそ共通の計画が必要です。今年度は愛知県内で10市町の広域計画策定が始まっています。広域計画策定につきましても情報提供いたしますので、御参考にしていただければと思います。

2点目に、地域包括ケアシステムとの関係についてです。権利擁護支援の地域連携ネットワークの中で、地域包括支援センターの権利擁護業務がとても重要な役割を果たしています。包括や行政が担う一般相談から、権利擁護に関する専門相談を中核機関につなぐという役割分担が必要です。それにより、包括の権利擁護業務の質が向上し、中核機関と一体となって地域の権利擁護の推進につながっていることを実感しています。また、地域包括ケアシステムの図には、権利擁護の要素が明示されていません。この図の中に権利擁護支援のネットワークをどう位置づけるのか、あるいはどう重ね合わせていくのか、地域共生社会の実現のため、一体的に進める必要があると思いますので、その点についても御検討をお願いします。

3点目に、後見報酬は後見人の働きに見合うと同時に、被後見人の受益に見合っていないければなりません。現場では専門職後見人が、身上監護は我々の職務ではないため、基本、本人に会いませんという声を実際に聞いています。全ての後見人が意思決定支援による後見業務を行うための第一歩は、本人との面会から始まります。本来、後見人としてなすべきことをやってこそその基本報酬であり、それをしない場合は減算という考え方もありますが、そのためには、後見実務状況を反映する報告書のあり方や、家裁が個別のケースワークを整理し評価することが可能かという点も含め、報酬については十分に議論するこ

とが必要だと思います。

最後に、家庭裁判所は積極的に地域に出向いておられますが、私が各地に招かれていきますと、家裁に声をかけても来ていただけない、または一方的な説明でうまく連携がとれないなど、地域によって対応が異なることを伺っています。家裁の支部でのマンパワーの問題や、行政の対応も不十分な点もあるかもしれませんが、協力し合うことが重要だと思いますので、地域連携ネットワーク構築のため柔軟な対応をお願いしたいと思います。

そこで、資料1には最高裁から家裁へ情報提供との記載がありますが、地域において現場での共通認識が必要なため、できましたら通知文の公表についての御検討もあわせてお願いできたらと思います。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。よく整理された御意見ですので、それぞれの方々に受け取っていただくということにさせていただきます。

それでは、次は手嶋さん、お願いしましょう。

○手嶋委員 裁判所に対してもいろいろ御意見をいただいております。まず申し上げたいのは、裁判所としても、私個人としても、基本計画が目指しております方向性の重要性について、非常に認識を強く共有しておりますし、共感しているということです。これは各家裁で成年後見制度の運用を担当している者も皆同じ気持ちだろうと思っております。利用者がメリットを実感できる制度運用を目指すこと、そして、意思決定支援や身上監護等の福祉的観点も重視した柔軟な運用を実現するために、本人に身近な既存のチーム、そして中核機関を中心とする地域連携ネットワークが、本人や親族後見人、市民後見人などをよりきめ細やかな助言、相談対応などを通じて支援し、司法がこれと連携することによって、基本計画の目指す方向性を実現すること、これは司法だけでは実現困難な、よりきめ細やかなユーザーのニーズに沿った制度運用を、地域の力と連携することで実現できるものだと考えております。その意味で、中核機関、地域連携ネットワークづくりが決定的な重要性を持っていると思っております。中核機関、地域連携ネットワークがその機能をフルに発揮していくことが、あらゆる面で理想形の実現に不可欠だと考えております。

その意味では、前回の厚労省のほうで御準備いただいた資料の中で中核機関の設置状況が4.5%というところには衝撃を受けました。先ほど参事官がおっしゃったように、機能に着目していくことの重要性というのは確かにそのとおりだなと思いつつ、期待されている役割をフルバージョンで発揮していただくことが、理想的な運用を実現していくに当たって、選任についても、それから監督の状況についても、ひいては報酬の面でも、いろいろな意味で決定的に重要だなと考えているところがございます。そのような問題意識で資料10を準備させていただきました。

気になった数値を幾つか抜き書きいたしましたのが資料の左側になるのですが、中核機関の設置についての関係団体との調整状況、家裁と協議中というふうに挙げていただいているところが3.5%にとどまると。それから、中核機関設置に向けた主な課題として、専門

職団体や家裁との中核機関のあり方の調整を挙げておられるのが、逆に48.1%に上るとい
う数値が出ております。

この間の各家庭裁判所の取り組み状況といたしましては、この資料の右側に書かせてい
ただいておりますが、担当者がさまざま働きかけをしているところと認識しておりまして、
裁判所主催の連絡協議会、これは最も形が整った協議会でありまして、最高裁で協議事項
を把握しているだけで1年に117回開催している状況にあるということからいたしますと、
どこかでこれは認識の齟齬が生じているのではないかと考えるところでございます。

また、各家裁からの声として上がってきておりますのは、小規模な自治体で中核機関設
置に向けた動きが見られないといったこと、それから、先ほど他の委員からもお声を寄せ
ていただいておりますけれども、基本的には家裁本庁が対応することになる関係で、それ
ぞれの自治体とそれぞれ対応していくのはなかなか難しいところがございますが、そのよ
うな制約があるとのこと。他方で、都道府県のほうで積極的に取り組みをしていただ
くと進展をする一方で、助言・援助に消極的な都道府県があるとの声も多いということで、
このあたりにつきましては、先ほど伊東委員からも大変心強いお話をいただき、委員長か
らも御指摘をいただき、そして参事官からも心強い御指摘をいただきましたので、都道府
県の取り組みを促すための施策の展開というところに期待をしたいと考えているところ
でございます。

他方で、海野委員からも御指摘がございましたが、なかなか行政機関と裁判所の間で
の会話、実質的なコミュニケーションが難しいところもあるのかもしれませんが。ここにつ
いては、より具体的に何が隘路になっているのか、課題になっているのか、そのあたりを
深掘りしながら、今後の検討を効果的に進めていく必要があるのではないかと考えている
ところでございます。

その意味では、この専門家会議の場におきまして、課題を深掘りしながらそれに対す
る具体的な対策をどのように検討していくかということに焦点を当てた進め方をしてい
ただけるとありがたいと思っております。

以上です。

○大森委員長 それでは、土肥さんからお願いしましょう。

○土肥委員 文書で意見も出させていただいておりますけれども、その中から2点について
口頭でも意見を言わせていただきたいと思います。

まず1つは中核機関のことなのですが、現状で基本計画を具体化していくという
ことで、中核機関を全国の市区町村に設置すると、最重要課題だと思いますし、KPIにおい
て全市区町村だという目標を掲げていらっしゃるの当然でもあり、また非常に重要だと
考えております。

他方、現状で中核機関について相談機能と広報機能を備えるのだということが言われて
おりまして、それさえあればいいのだと、足りるのだというような発想になりがちなのは
ないかということをお慮しております。

ただ、改めてKPIの案、資料9を見ますと、地域連携ネットワークのところでは協議体等の合議体を設置した市区町村数というのも全市区町村だということがされていることを発見いたしました。こうした体制整備を目標として掲げられているのだということを改めて強調して、これも大変重要で、こうした体制整備と結びつくことで中核機関、地域連携ネットワークがあつてのその中核ということだと思いますので、こうした体制整備が同時並行なのだ、そうやって行っていくことが重要であり必要なのだということを強調して、さらなる体制整備を行っていただきたいと考えます。

もう一つです。不正防止策としての後見制度支援預金の取り組み。私の意見書では5ページの最後の行からになっておるのですが、これについて、後見制度支援預金というのが後見制度支援信託と並立・代替する方策として大変広がってきているということを感じております。つい先日、都市銀行のみずほ銀行も支援預金の取り組みを始めたという情報に接しました。関係機関、法務省、金融庁、最高裁の方々、それぞれいろいろな御努力をされたと思いますので、その努力に敬意を表したいと思っております。

後見制度支援預金につきましては、利用者本人が後見制度支援信託について、専門職団体として、それまで取引のなかった金融機関に本人の資産である預貯金を集約することになれば、そのデメリットがあるのではないかと。それが後見制度支援信託と支援預金でも、それまで御本人の取引がなかったところで集約が行われるということであれば同じような問題点が指摘されることになるかと思っております。ですので、そこからしますと、全ての金融機関が後見制度支援預金に取り組んでいただければ、御本人がそれまで営々と築いてきた財産の形をほぼ変えないで、その点では安心感を持って後見制度の利用ができることとなりますので、ぜひとも関係機関のさらなる御努力に大いに期待するものであります。

さらにつけ加えるならば、そもそも不正防止という観点でいえば、後見人の権限が大き過ぎるのではないかと、期間限定がなさ過ぎるのではないかとということも指摘せざるを得ないと思っております。御本人の具体的な課題、ニーズに応じて、必要な時期に、必要な権限だけを付与するという制度改正、法律改正も求められている。そうした制度が真に利用者がメリットを感じられる、自分の課題を解決してくれる制度ということになるのではないかと考えております。

ほかの面については、どうぞ意見書を読んでいただきますようお願いいたします。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

それでは、野澤さん、お願いしましょう。

○野澤委員 ありがとうございます。

この利用促進の会議が始まったころに比べると、いろいろなことが整備されて、随分進んできたなと思って感慨深い思いをしております。

そもそも何でこの権利擁護が必要で、すごく必要な制度なのに利用されないのか。身上保護が必要なのにやってくれないし、できない。なのに利用料だけ取られる。意に反した

ことを逆にされる。されても交代もできない。不正でもしてくれなければ、要らないと思っても解任できないと。これでは誰も使いたいと思わないと思うのです。

これに対して真正面から向き合ってくれたのが、最高裁が出してくれた情報提供だと私は思うのです。身上監護を中心にしてやろうとか、柔軟な後見人の交代や追加の選任を行うとか、方針の見直しとか、まさに使われない、利用されない核心部分に受けとめてもらったと思うのです。

特に報酬のところですね。先ほど冒頭で久保さん、あれでもかなり控え目におっしゃったと思うのですけれども、私のところにいっぱい来ます。いかに何もしてくれないのかと。最初から全然来てくれないと。亡くなっても電話もないみたいなことを聞くと、がっかりしてしまうのですね。やはり減算というのは当然だと思います。これはぜひ徹底していただきたいと思うのです。

ただ、もう一つ、後見人をやる人たちの立場になって考えると、お金がない人はできないのかとなってしまうと、これもどう考えたらいいのかなと思うのです。私、何人もいい後見人さんを知っているのですけれども、お金のある人からもらって、ない人の分はもらわずにその中でやりくりしているという苦肉の策でやっているわけです。ただ、これは、お金がある人は自分の出しているお金で違う人の負担まで自分がしているのかと。これもどう考えたらいいのかなと思うわけです。

やはりここは、これまではこの制度ができていろいろ資源も少ない中で、みんな現場でやりくりしてやってきたのだと私は前向きに受けとめたいと思っているのです。ただ、これからもっと数をふやしてきちんとした制度にしていこうと考えたときには、もっと構成で公平な、透明性のある制度にしなければいけないなと思ったときに、やっていない人への減算と同時に、利用支援事業の活用というものをセットでききちんとやらなければいけないなと思います。これは強調しておきたいところだと思うのです。

もう一つ気になるのは、最高裁、すごくいいものを出してくれたのですけれども、先ほどもこれはこちらから示したのであって、個々の判断は家裁が独立して行うとか言われると、また不安になってくるのですね。というのは、家裁がいかに忙しくて手が回っていないかというのはみんなよく知っているからですね。仕組みはできて、すごくよくなっているけれども、実態は変わらないみたいなことになっていきやしないのかなと、すごくそこが私は心配なのです。

いろいろ考えると、資料4の6ページ、中核機関の4つの機能の中の3番目の制度利用促進、受任者調整、やはりここに期待をしたいなど。この資料を見ると、やはりここしかないのですね。家裁と接点があって、調整しながら、ただ、選任の調整だけではなくて、ちょっと言葉は難しいのですけれども、よくない後見人の方を監督したり、交代したり、やめてもらったりという、これはすごくエネルギーが要ると思うのですけれども、ここをきちんとやってもらわないと、やはりうまく回らないのではないかと思うのです。

1つは、せっかく中核機関の研修をやるのであれば、ぜひ家裁の担当の方と一緒に研修

をしていただけないかなど。いろいろな実務を共有しながら、生きた活動をできるような、連絡調整を密にとりながらやっていけるようなものにしていただきたいと思いますし、あと、家裁の機能をもっと強化していただきたいと思いますと思うのです。人数もふやしていただきたいし、成年後見にもっともっと詳しい方にやっていただきたいと思いますと思うのです。ここは最後のとりでですからね。

それで、中核機関、とりあえずは全部につくっていくと、最初はそのぐらいを目指していくのがいいのだろうと思うのですけれども、それだけでは全然心配なのです。きちんとそういう機能をできるようなところまで中核機関をこれから育てていくということをお願いしたいと思っております。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

それでは、水島さんお願いします。

○水島委員 私は2点申し上げたいと思います。資料10も御参照いただければと思います。

まず、1点目ですが、KPIにおける「後見人等の意思決定支援に関する研修」についてです。こちらに関してはぜひ充実させていただきたいと思っておりますし、一度行うだけではなくて継続をして行う必要があるということ。それから、後見人等の中には、親族、第三者後見人を問わずに含まれているかと思っておりますし、現に既に後見人等になっている方々もいるかと思っておりますので、これらの方々に対しても、こういった研修に参加できるような機会があることをきちんと周知して、参加できるように促していくということもあわせてお願いできればと思っております。

2点目は、制度利用に係る費用等の助成について、KPIのペーパーの一番下の項目です。特に資料10の29ページをご覧くださいながらお話を聞いていただけるとありがたいです。この資料は前回、口頭で説明させていただいた青森家庭裁判所から提出された資料です。いわゆる第三者後見人と言われる専門職等が受任する案件のうち、ご本人がおよそ50万円未満の資産額、つまり報酬が期待できない状態でスタートをする割合が圧倒的に多いという状況であることを示しています。あえて言えば、意思決定支援も含めた充実した後見活動をするためには、ボランティアベースではない持続的な第三者後見人も含めた確保が必要ではないかと、特に地方、過疎地などでは感じるところでございます。

その手段として、KPIのペーパーの記載を見る限り、利用支援事業の拡充の部分をかなり重点的に取り上げていただいております。この点に関しても、市町村が利用支援事業の拡充をやりやすくなるように、県あるいは国の更なる財政的なサポートも含めて、ぜひ御検討いただきたいと思います。

当然、予算立て等も必要になってきますが、裁判所として、例えば青森家裁のようなきちんとしたエビデンスを示さなければ、どれくらいの予算立てが必要なのかが不透明になります。そこで、こういったエビデンスを全国の裁判所において取りまとめていただく。そして、行政を含めた関係機関と適時適切に共有していくことが必要だと感じます。

もう一点加えさせてください。これはKPIにはないのですが、あえて申し上げますと、恐らく法務省管轄になるのかもしれませんが、いわゆる民事法律扶助に関する周知及び制度の充実ということも必要だと思います。つまり、成年後見の申し立てにおいて、ご本人あるいはご親族の方がどんな民事法律扶助のメニューを利用できるのか。あるいは後見人に就任した後にすべての法律問題を自分で抱えるのではなく、必要に応じて専門職に法律相談・代理援助等の依頼をできるように、いわゆる成年後見制度の利用場面に特化したわかりやすい説明をパンフレット等に取りまとめ、周知していく必要があると考えます。

さらには、実際の制度の利用場面において、例えばご本人が国民として本来利用できるはずの民事法律扶助制度が、後見人をつけようとする、あるいはつくことによってかえって利用に困難を生じるようなケースなども場合によっては見られます。そういった点に関して、ご本人の成年後見活用におけるメリットを拡大していく観点においては、民事法律扶助制度に関する適切な利用促進あるいは制度拡充などが必要と考えます。

以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

最後になりましたが、山野目さんから、追加の御意見があれば一言コメントをどうぞ。

○山野目委員 書面のとおりでございますから、よろしく願いいたします。

○大森委員長 そうおっしゃらずに、もう一言何か。これから若干皆さん方の御意見を聞きますけれども、何か問題提起をしていただいても結構です。

○山野目委員 ありがとうございます。

前回会議で意見を述べさせていただきました、身寄りのない人の医療及び介護に関するガイドラインにつきまして、厚生労働省医政局において御努力をいただきまして、前回会議における議論を踏まえ、そして委員長からも御支援の御発言を賜り、文書の名称及び内容ともに適切な方向に向かいつつあり、社会保障審議会における審議を経た上で、近日中にも各方面に発出される見込みとなっていると聞いております。この方面における施策もぜひ推進していただきたいと望むものでございます。関係の皆様、ありがとうございました。

○大森委員長 ありがとうございます。

皆様方、先ほど御説明のあった資料9でございますけれども、KPI(案)とございまして、2021年度末の目標という数値が入ったものが示されていまして、先ほど副大臣から御発言がございましたように、本日、このKPIの案を確定したいというお話でございます。これについて、もし特段に御反対の御意見がなければいきたいと思っております。

どうぞ。それでは、余り時間はございませんけれども、しばらく御意見を伺います。

○新井委員 資料9と同時に資料7もごらんいただきたい。先ほど申し上げたように、法務省関連で任意後見の実態調査をしていただくというのを盛り込んだ点については強く支持したいと思います。

それで、私がちょっと気になっておりますのは、資料9の5番目「不正防止の徹底と利

用しやすさの調和」ということで、後見制度支援預金と後見制度支援信託の割合を現在の12%から50%にするということですが、正直言って、この目標値はちょっと高過ぎるのではないかという気がします。

その理由は、まず1つは、この目標を達成するためには後見類型を増加させないといけません。後見類型というのは、この委員会の立場としては、むしろ保佐、補助、任意後見の増加を促進するという立場に立っているわけです。そして、後見類型というのは一部の意見によっては障害者権利条約との抵触も問題になっているということですので、50%というのはやや高過ぎるような気がするのです。ですから、例えば20%ぐらいでまず様子を見るぐらいが妥当ではないかという気がします。これはほかの委員の皆さんの御意見もお伺いしたい。むしろ金融庁が先に言っているのは、資産寿命という概念を持ち出しておりますので、例えば成年後見と資産寿命との関係について内容をきっちり検討するとか、そういうことのほうがソフトとしては意味があるのではないかと考えますけれども、その点はいかがでしょうか。

○大森委員長 金融庁の方から御発言いただけますか。

○金融庁監督局参事官 先ほど土肥委員からもKPIについてお話がありまして、今、新井先生からある意味逆の関係に立つような御意見だったと思うのですがけれども、私どもとしまして、この成年後見制度支援預金というものをつくりました背景は、土肥委員の御説明にもありましたように、被後見人の方が今まで利用していた金融機関でそのまま活用できる環境を整えることだと理解しておりまして、そういう意味からすると、できるだけ多くの金融機関にこの仕組みを導入していただきたいと考えております。この会議の議論の後、主だった金融機関との意見交換会のおきましても、金融庁として本制度の趣旨を説明し、検討してくださいというふうに要請をしておるところでございます。

ただ、この商品を導入するかどうかというのは、確かに金融機関の経営判断に属する部分もありまして、前回御説明させていただきましたように、導入予定がない金融機関もございます。それから、システムの対応ですとか人員の関係で導入のめどが立っていない金融機関もあると考えております。

このような課題がある中で、我々としては21年度末までの、2年間という期間の中で、こういう預金を設けた金融機関が増えることで、その金融機関が扱っている預金残高が全体の金融機関の預金残高に占める割合を半分ぐらいまでには持っていけるのではないかと考えておりまして、まず2年、この目標でやらせていただきたいと思っております。

その上で、いろいろシステムの問題ですとか人員の問題、課題が指摘されておりますので、その課題をどうやったら解決していけるのかということについては、引き続き関係省庁とも検討させていただきまして、より高い目標を達成できるように、我々としては引き続き努力してまいりたいと考えております。

○新井委員 質問ですけれども、金融機関の個人預金残高の割合ですので、全ての個人の方の預金ですね。その半分が対象となりますか。

○金融庁監督局参事官 メガバンクなどというのはかなり大きな預金を預かっています。例えば、みずほ銀行が本日導入し始めたわけですが、みずほ銀行が導入すると、そこは預金の割合という意味では、多分5%ぐらい上がると思います。

○新井委員 5%でもまだ不十分ではないですか。

○金融庁監督局参事官 まだあります。だから、そこは2年間でほかのメガバンクですとか地域銀行などに呼びかけていきたいと。

○新井委員 成年後見の対象者もいるわけですが、成年後見の対象ではない方で預金している方もたくさんいるわけですね。それを含めて50%というのは、ちょっと目標値としてはどうなのですか。

○金融庁監督局参事官 そういう仕組み持っている金融機関という意味でございます。

○新井委員 それは承知しています。それでもと思うのです。私は支援預金、支援信託という制度は支持しているのですが、それにしても、これはほかの皆さんの意見も伺いたいのですけれども、2年間で50%にするという考え方の背後には、くどいようですが、先ほど申し上げた後見類型の考え方というのがあるわけですね。そのあたりをどう捉えるかということなのです。

○大森委員長 50%以上になった場合に何か困る弊害が出るという御判断ですか。

○新井委員 それは先ほど申し上げたように、パーセントを上げるためには後見類型の数をふやさないといけないわけです。それは違うのですか。成年後見の対象者の財産の50%という意味ですか。

○金融庁監督局参事官 もう一度御説明させていただきたいと思いますが、例えば、みずほ銀行が導入すると、その金融機関で支援預貯金を利用可能になるわけですので、その金融機関の個人預貯金残高を分子としまして、全ての金融機関の個人預金残高を分母としまして計算したときに、半分ぐらいまでは2年間で達成したいという趣旨でございます。

○大口厚生労働副大臣 利用したいと思えば利用するということであって、別に後見をしなればいけないということではないです。

○新井委員 わかりました。

○大森委員長 参事官、どうですか。

○事務局 今おっしゃったように、その商品というかサービスがある金融機関ということなので、使うか使われないかはまた別ということですね。

○新井委員 そうすると、私のような人間でもわかるような形の説明にさせていただいたほうがいいかなという気がします。

それと、先ほど申し上げたように、金融庁さんは新しい資産形成のことも言っておられるので、それも何かKPIのほうに盛り込むほうが、G20もありますので、メッセージとしてもより意味があるのではないかなという気がします。これは意見です。

○金融庁監督局参事官 書き方については、また事務局と相談させていただきたいと思っております。

○大森委員長 基本的にこれでいいと私は思うのですけれども、もし可能でしたら御相談いただくということにいたしましょうか。

川口さん、先ほどお手が挙がっていましたが。

○川口委員 今の説明で内容はわかりました。私も勘違いして、50%という数字はちょっと大きいなというイメージがありましたが、それは用意ができている金融機関が50%になるという話で、全体の後見類型の方の預金が50%全部これになるという話ではないということですね。わかりました。

○大森委員長 ほかに御意見ございますでしょうか。特にこの地域連携ネットワークづくりのところは大事なところですが、よろしゅうございましょうか。どうぞ。

○伊東委員 先ほども申し上げたのですけれども、今回まだ具体的に県の取り組みということは余り書いていないところもあると思いますが、今後、KPIという中に県という文字が一言もないように思いますので、ぜひその単語が必要だと思います。法律にも県の役割というのがあると思いますので、主体的に一緒にかかわっていただくことが必要であると、とても感じております。

○大森委員長 都道府県の数はあるのですけれどもね。この数は重要です。全47都道府県ですので、これは都道府県に期待を込めて書かれている文章ですが、きょう議論したようなことが全面的に盛り込まれているわけではないので、工夫どころですが、今回はこれで都道府県、皆さんの御意見を反映できるように今後検討して明文化すると。とりあえず研修のことを書けていますけれども、十分都道府県の役割を認識しているということが前提で書かれているというふうにお考えくださったらどうかと思っていますのです。

○伊東委員 はい。

○大森委員長 十分承知しています。

○伊東委員 また今後、アップデートされるときにぜひ御検討をお願いします。

○大森委員長 ほかに御意見はございますでしょうか。

どうぞ。

○池田委員 ちょっと迷ったのですが、VIの「成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討」というところで、ほかの部分はKPIとして明確な指数ですとか目標が掲げられていますが、医療に係る意思決定が困難な人への円滑な医療・介護等の提供ができるように、具体的に何をするのかというのは、検討するということが目標といますか、KPIと考えてよろしいのでしょうか。ほかに比べて非常に具体性がないと感じるのですが、いかがでしょうか。

○大森委員長 そうなのです。これは参事官の説明が要りますかな。

○医政局保健医療技術調整官 医療の部分に関しましては、前回の成年後見制度利用促進会議においてガイドラインを提示させていただき、山野目先生の御指摘を踏まえ、修正をさせていただき、その後、4月24日の医療部会に諮り、今後、ガイドラインを都道府県を通じて医療機関に周知するというのを医療部会のほうでお認めいただいているところで

す。医療部会の中では、医療機関だけに周知するのではなくて、地域との連携ということがわかるような形の周知の仕方をしてほしいということをおっしゃっていますので、今、通知するに当たっては、介護ですとか福祉、そういった関係部署にも周知ができるように、今まさに事務局の方々と相談させていただいております。その調整が済み次第、ガイドラインを関係者の方々に周知したいと思っておりますので、まずはそういった取り組みをしっかりとやっていきたいと思っております。

また、加えて、やはり市町村の方々にガイドラインの内容を理解していただく必要があるかと思っておりますので、市町村のセミナーとかそういったものを活用して周知をしっかりとしていきたいと、そのように我々としては考えているところです。

○大森委員長 御意見、どうぞお願いします。

○山野目委員 池田委員の御心配はごもっともではありますが、ここは数値がないからこそ、する気がないということではなく、するかしないかどちらかです。今、事務当局がすると述べたものですから、するという事です。私も一昨日の認知症ケア学会（第20回日本認知症ケア学会大会、2019年5月25日）において、これは進めることになりますと案内してきました。ですから、池田委員におかれても、おおいに関係の方面に啓発していただき、進めようではありませんか。

○大森委員長 そういう理解なのですって。

○池田委員 認知症の方々も含めて、とても大事なところなので、今、山野目先生がおっしゃってくださったとおり、皆さんも御一緒に聞いていただいたと思います。ありがとうございました。

○大森委員長 上山さん。

○上山委員 異論があるわけではなくて、ちょっと確認したいだけなのですけれども、KPIの7番目の権利制限措置の見直しについて、対象が188法律ということになっていて、既に会社法については、実は会社法上の役員欠格事由改正についてある程度めどが立っている気がするのです。そうだとすると、2021年度末ですから、あえて188に絞っている理由があるのかなという単純な疑問なのですが、その点いかがでしょうか。

○事務局 今、御指摘を踏まえて認識しましたので、法務省とも相談します。

ただ、これは副大臣からもありましたように、今、衆議院を通過しました。ですので、まずここが先にまとまって、早くこれを成立させるという趣旨でもあり、会社法のほうはまだそういう状況におらず、一緒に入っていません。いずれにしても、その数字につきましては法務省と相談して考えたいと思っております。

○大森委員長 では、法務省さんも一言。

○法務省大臣官房審議官 会社法に関しても改正の準備は順調に進めさせていただいております。国会情勢等の関係で法案提出に至っていないということもございますので、それについてもしかるべき時期に実現できるように全力で取り組んでいるということもございます。

○大口厚生労働副大臣 秋の臨時国会での成立を期待したいと私も思っています。

○大森委員長 ということだそうです。

それでは、資料9にありますKPIは、一応、私どもとしては、議論の上、これで確定していただくということでよろしゅうございましょうか。

○新井委員 1つだけ質問なのですけれども、資料7の一番右に赤字が幾つかあって、検討事項となっておりますが、それは資料9のほうに盛り込まれることになるのでしょうか。

○事務局 資料7の右の赤字は、KPIを目標達成するための具体的な施策、それから、さらに来年度に向けて検討して、どのくらいの予算規模かも含めて検討することを赤字で書き加えております。あくまで目標としてのKPIは資料7の左から2番目、これは「目標」です。目標を掲げさせていただいておまして、これを今回、資料9として、その目標を資料として用意させていただきました。

今回、前回の御意見を踏まえまして、KPI自身も、左で赤字が出てきておりますけれども、例えば認知症や障害の研修において意思決定支援を入れるとか、そういったところもKPIとして、目標として追加させていただいているという構成になっております。

○大森委員長 よろしゅうございましょうか。

それでは、以上をもちまして、資料9にございますKPIは確定させていただくことになりました。ありがとうございました。

では、事務局にお返ししましょう。

○事務局 きょうはお忙しいところ、どうもありがとうございました。

次回の日程につきましては、また後日連絡させていただきますので、よろしくお願いたします。

本日の議事録につきましては、委員の皆様にご確認をいただいた上で、ホームページに掲載いたします。

○大森委員長 本日は以上でございます。ありがとうございました。引き続き、よろしくお願いたします。